

多気町給水工事標準仕様書

●使用材料について

○災害等による給水装置の損傷を防止するとともに給水装置の負傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、多気町給水条例第8条及び多気町給水条例施行規程第8条の規定に基づき、町が指定した材料を使用しなければならない。

●水道用ポリエチレン管用金属継手（耐震強化型）の機能及び構造

- ・水道用ポリエチレン管用金属継手（以下「継手」）には以下の基本性能及び構造を有すること。
- ・適合管種を水道用ポリエチレン1種二層管（JIS K6762）とする。
- ・水道用ポリエチレン管用金属継手（JWWA B116）の基本性能を満足すること。
- ・給水システム協会が定めるWSA耐震強化基準（WSA B011）の性能を満足した耐震強化型継手であること。
- ・インコアを有し、継手と一体構造となっていること。
- ・管の供回りを防止する構造となっていること。
- ・材質は鉛レス青銅合金とする。

●その他

- ・その他、確認事項等が生じた場合については、担当者と協議を行うこと。

●50mm以上の水道管の敷設については、原則、配水用ポリエチレン管又はG×形ダクタイル鋳鉄管を使用し、以下の要件を満たす町水道指定給水装置工事事業者が施工を行う。

- ・自社において、配水ポリエチレンパイプシステム協会（POLITEC）の配管施工講習会の受講修了者又は旧団体（「水道用ポリエチレンパイプシステム研究会」「配水用ポリエチレン管協会」）の施工講習会の受講修了者及び日本水道協会（JWWA）の配水管工技能講習会（耐震継手）の受講修了者、又は日本ダクタイル鉄管協会（JDPA）の継手接合研修会（耐震管）の受講修了者を各1名以上有する者であること。（受講終了者が確認できる書類の写しを添付すること。）